

川越市の 情報公開及び 個人情報保護制度

平成29年度の運用状況

川越市総務部総務課

- ・参考資料として添付している条例・規則等については、平成30年8月現在のものです。
- ・運用状況において引用している条項等は、処理時点のものとなります。
- ・単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合があります。

目 次

情報公開制度の運用状況	3
-------------	---

1 請求・申出の受付、処理件数	5
2 実施機関別の受付、処理件数	6
3 主な請求・申出文書	8
4 請求・申出者の区分	8
5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳	9
6 審査請求の処理状況	10
7 情報提供の実施状況	10

資料

(1) 川越市情報公開条例	11
(2) 川越市情報公開条例施行規則	21
(3) 川越市情報公開審査会規則	25

個人情報保護制度の運用状況	27
---------------	----

1 開示・訂正等請求の受付、処理件数	29
2 実施機関別の受付、処理件数	30
3 主な対象個人情報	32
4 部分開示及び非開示の決定の理由別内訳	32
5 訂正等請求の処理状況	33
6 審査請求の処理状況	33

資料

(1) 川越市個人情報保護条例	35
(2) 川越市個人情報保護条例施行規則	51
(3) 川越市個人情報保護審議会規則	59
(4) 川越市個人情報保護審査会規則	60

情報公開制度の運用状況

1 請求・申出の受付、処理件数

本市では、市民の市政への参加の促進と開かれた市政を推進するため、市で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を平成9年4月1日から実施しています。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの「請求・申出の受付、処理件数」は276件で、請求が194件、申出が82件となっています（表1参照）。

（表1）請求・申出の受付、処理件数

平成29年度	公 開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
請 求	47	49	65	33	194
申 出	38	33	1	10	82
合 計	85	82	66	43	276

2 実施機関別の受付、処理件数

平成29年度の請求・申出の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長が239件、教育委員会が17件、上下水道事業管理者が20件でした。議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に対しては、請求・申出はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		公 開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
議 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
市 長	請求	38	43	65	32	178
	申出	22	29	1	9	61
	合計	60	72	66	39	239
教育委員会	請求	8	4	0	1	13
	申出	3	1	0	0	4
	合計	11	5	0	1	17
選 挙 管 理 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	請求	1	2	0	0	3
	申出	13	3	0	1	17
	合計	14	5	0	1	20
総 合 計	請求	47	49	65	33	194
	申出	38	33	1	10	82
	合計	85	82	66	43	276

3 主な請求・申出文書

平成29年度に請求・申出の対象となった公文書のうち、主な文書名と文書数は次のとおりです（表4参照）。

（表4）主な請求・申出文書

主 な 文 書 名	文 書 数
建築工事に係る資材の再資源化等に関する文書	737文書
工事の設計に関する文書	69文書
業務委託の設計に関する文書	23文書

4 請求・申出者の区分

平成29年度の請求者及び申出者を次の区分で分けると、市内に住所を有する者が178件（全体の64%）、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が11件（全体の4%）、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者が6件（全体の2%）、市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接影響を受けるものが1件（全体の1%）となっています。

また、その他に区分される者は、80件（全体の29%）となっています（表5参照）。

（表5）請求・申出者の区分

区 分	請求	申出
(1) 市内に住所を有する者	176	2*
(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	6	0
(3) 市内に存する学校に在学する者	0	0
(4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	11	0
(5) 市の機関が行う事務事業によって権利又は利益 に直接影響を受けるもの	1	0
(6) その他	—	80
合 計	276	

※対象公文書が条例施行日前に作成された文書であったため。

5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳

(1) 非公開情報

平成29年度の部分公開及び非公開の決定・回答のうち、川越市情報公開条例第6条第1項各号（非公開情報）が適用された件数は合計82件でした。

上記82件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ161回でした。その内訳は次のとおりです（表6参照）。

（表6）川越市情報公開条例第6条第1項各号の適用状況

非公開情報	根拠条項	適用回数※
個人に関する情報	第6条第1項第1号	68
法人等に関する情報	第6条第1項第2号	46
意思決定過程における情報	第6条第1項第3号	0
国等との協力関係等に関する情報	第6条第1項第4号	0
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第6条第1項第5号	3
公共の安全と秩序に関する情報	第6条第1項第6号	44
法令秘情報	第6条第1項第7号	0
各大臣等（主務大臣等）から指示のあった情報	第6条第1項第8号	0

※1件の決定・回答に複数の非公開情報が含まれることがあるため、部分公開及び非公開の決定・回答の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分公開及び非公開の決定・回答のうち、文書不存在が理由とされた件数は66件ありました。

6 審査請求の処理状況

平成29年度は、開示請求に係る決定についての審査請求はありませんでした。

7 情報提供の実施状況

情報公開窓口では、情報公開制度の受付窓口として、公開請求や申出の相談や手続を行うほか、行政資料の提供も行っています。

提供している資料は、予算書、決算書、市議会会議録、計画書、統計書等です。

川越市情報公開条例（原文縦書き）

平成8年9月27日
条例第15号

（目的）

第一条 この条例は、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにすること等により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼を確保し、もって開かれた市政のより一層の推進に資することを目的とする。

（平一二条例三九・一部改正）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。
- 二 公文書 市の機関が作成し、又は取得した文書、地図、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、市の機関が組織的に用いるものとして、実施機関において管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（平一〇条例八・平一二条例三九・平一四条例四四・一部改正）

（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

（利用者の責務）

第四条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公文書の公開を請求できるもの）

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書（第五号に掲げるものにあつては、そのものの権利又は利益に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- 一 市内に住所を有する者
- 二 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 三 市内に存する学校に在学する者

四 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（法人でない社団又は財団にあっては、代表者又は管理人の定めがあるものに限る。以下同じ。）

五 前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受けるもの

（公文書の公開義務）

第六条 実施機関は、公文書の公開の請求があつたときは、当該請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例の規定に基づき、何人でも閲覧することができることとされている情報

ロ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 当該法人等又は当該個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報であつて、公開することが必要と認められるもの

ロ 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれがある事項に関する情報であつて、公開することが必要と認められるもの

三 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であつて、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあると認

められるもの

- 四 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - 五 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの
 - 六 人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の捜査又は予防その他公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報
 - 七 法令又は条例の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報
 - 八 法律又はこれに基づく政令の規定により、各大臣等から公開しないように指示のあった情報
- 2 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。
 - 3 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、当該公文書に記録されている情報が、非公開情報でなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。
 - 4 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。
 - 5 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報（第一項第七号及び第八号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（平一二条例一・平一二条例三九・平一六条例一九・平一九条例二三・平二七条例三・一部改正）

（公文書の公開の請求方法）

第七条 公文書の公開を請求しようとするものは、当該請求に係る公文書を管理している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名）
- 二 公開の請求に係る公文書の件名又は内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項
（公文書の公開の請求に対する決定等）

第八条 実施機関は、前条の規定による請求があった日から起算して十五日以内に、当該請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは公開の決定を、当該請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第六条第四項の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は非公開の決定をするものとし、請求者に対し、速やかに当該公開又は非公開の決定（以下「公開決定等」という。）の内容を通知しなければならない。

2 非公開の決定（第六条第二項の規定による公開の請求に係る公文書の公開しないこととする部分に係る決定を含む。）をした場合であって、当該公文書が期間の経過により公開でき、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、前条の規定による請求があった日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

（平九条例三・平一二条例三九・一部改正）

（公開決定等の期限の特例）

第九条 公開の請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、実施機関は、公開の請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について公開決定等をする期限を通知しなければならない。

（平一二条例三九・追加）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十条 実施機関は、公開決定等をする場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第六条第一項第二号ロに規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第六条第五項の規定により公開し

ようとするとき。

- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定をする日と公開を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（平一二条例三九・追加、平一六条例一九・一部改正）

（公文書の公開の実施及び方法）

第十一条 実施機関は、公開の請求に係る公文書を公開する旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

- 2 公文書の公開の方法は、公文書の閲覧、視聴又は写しの交付とし、請求者の求めるところによるものとする。ただし、請求者が公文書の写しの交付又は視聴を求めた場合において、写しを交付し、又は視聴をさせることが困難であると実施機関が認めるときは、他の公開の方法により公開することができる。

- 3 実施機関は、公開の請求に係る公文書を直接公開することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書を公開することができる。

（平一二条例三九・旧第九条繰下・一部改正）

（手数料等）

第十二条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 公文書の写しの交付を行うときは、当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（平一二条例三九・旧第十条繰下）

（審査請求があった場合の手続）

第十三条 実施機関は、公開決定等又は公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、川越市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求に係る公開決定等（公開の請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下同じ。）を取り消す場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
- 2 第十条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - 一 公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨

の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意見を表示している場合に限る。）

（平一二条例三九・追加、平二八条例三・一部改正）

（審査会の設置）

第十四条 実施機関の諮問に応じ、審査請求についての審査及び情報公開制度の重要事項について審議するため、川越市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員五人以内で組織し、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（平一二条例三九・旧第十二条繰下・一部改正、平二八条例三・一部改正）

（公文書の任意的公開）

第十五条 実施機関は、第五条に規定する公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない。

2 前項の規定により公文書を公開する場合の手数料等については、第十二条の規定を適用する。

（平一二条例三九・旧第十三条繰下・一部改正）

（公文書の検索資料の作成等）

第十六条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

（平一二条例三九・旧第十四条繰下）

（実施状況の公表）

第十七条 市長は、毎年度、この条例による公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

（平一二条例三九・旧第十五条繰下）

（情報提供の充実）

第十八条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書を公開するほか、市政に関する情報を市民に提供するよう努めなければならない。

（平一二条例三九・旧第十六条繰下）

（適用除外）

第十九条 この条例は、法令又は他の条例の規定に基づき、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合（川越市手数料条例（平成十二年条例第三号）別表第十五号に規定する市長の指定する公簿又は図面の閲覧及

び同表第十六号に規定する市長の指定する図面の写しの交付並びに川越市建築基準法関係手数料条例（平成十二年条例第六号）別表第二第四十二号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付並びに同表第四十三号に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の写しの交付を含む。）については、適用しない。

- 2 この条例は、図書館等の市の機関において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等については、適用しない。

（平一二条例三・一部改正、平一二条例三九・旧第十七条繰下、平一四条例二八・平一五条例一三・平一八条例二五・平二八条例二三・一部改正）

（出資法人等への要請）

第二十条 市長は、市が出資している法人及び市の行政運営上密接な関係を有し、かつ、市の援助が特に必要であると認められる法人で、規則で定めるものに対し、その管理する情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

- 2 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

（平一二条例三九・追加、平一七条例二九・一部改正）

（委任）

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（平一二条例三九・旧第十八条繰下）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に市の機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

（施行日前の公文書の任意的公開）

- 2 この条例の施行日前に市の機関が作成し、又は取得した公文書について公開の申出があった場合は、実施機関は、これに応ずるよう努めるものとし、公文書を公開する場合の手数料等については、第十二条の規定を適用する。

（平一二条例三九・一部改正）

（川越市手数料条例の一部改正）

- 3 川越市手数料条例（昭和三十二年条例第四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成九年三月一九日条例第三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年十月一日から施行する。
附 則（平成一〇年三月二〇日条例第八号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
附 則（平成一二年三月二一日条例第一号）
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一二年三月二一日条例第三号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一二年一二月二一日条例第三九号）
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則（平成一四年一二月二四日条例第二八号）抄
- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年四月一日から施行する。
附 則（平成一四年一二月二四日条例第四四号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年三月一八日条例第一三号）抄
- 1 この条例中第一条の規定は平成十五年四月十六日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年八月二十五日から施行する。
附 則（平成一六年一二月二一日条例第一九号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
（川越市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 前項の規定による改正後の川越市情報公開条例第六条及び第十条の規定は、同項の規定の施行後になされた同条例第五条の規定による請求について適用し、同項の規定の施行前になされた同条の規定による請求については、なお従前の例による。
附 則（平成一七年六月二三日条例第二九号）
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年六月二一日条例第二五号）抄
- 1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。
- 3 この条例の施行の日前にされた前項の規定による改正前の川越市情報公開条例の規定による公文書の公開の請求については、なお従前の例による。
附 則（平成一九年七月三日条例第二三号）
この条例は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則（平成二七年三月一七日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月一八日条例第三号）抄

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月一八日条例第二三号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

川越市情報公開条例施行規則（原文縦書き）

平成8年12月25日
規則第47号

（趣旨）

第一条 この規則は、川越市情報公開条例（平成八年条例第十五号。以下「条例」という。）第二十一条の規定に基づき、市長が管理する公文書の公開について必要な事項を定めるものとする。

（平一三規則九・一部改正）

（請求書の提出）

第二条 条例第七条第三号の実施機関の定める事項は、次に掲げるものとする。

一 請求者の区分

二 公文書の公開方法

2 条例第七条に規定する請求書は、公文書公開請求書（様式第一号）によるものとする。

（平一三規則九・一部改正）

（決定通知書等の様式）

第三条 条例第八条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 公文書の全部の公開の決定をした場合 公文書公開決定通知書（様式第二号）

二 公文書の一部の公開の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書（様式第三号）

三 公文書の非公開の決定をした場合 公文書非公開決定通知書（様式第四号）

2 条例第八条第三項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第五号）により行うものとする。

3 条例第九条の規定による通知は、公文書公開決定等の期限の特例適用通知書（様式第六号）により行うものとする。

（平九規則三三・平一三規則九・一部改正）

（意見照会書等の様式）

第四条 条例第十条第一項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見照会書（様式第七号）により行うものとする。

2 条例第十条第二項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第八号）により行うものとする。

3 前二項の規定による通知を受けた者の意見書の提出は、公文書公開決定等に係る意見書（様式第九号）により行うものとする。

4 条例第十条第三項後段の規定による通知は、公文書公開決定第三者宛通知書（様式第十号）により行うものとする。

（平二三規則四八・一部改正）

(公文書の公開の実施)

第五条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において職員の立会いの下に行うものとする。

2 市長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(平一三規則九・旧第四条線下・一部改正)

(公文書の写しの作成及び送付に要する費用)

第六条 条例第十二条第二項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一三規則九・旧第五条線下・一部改正)

(任意的公開の申出)

第七条 条例第十五条第一項に規定する公文書の公開の申出は、公文書任意的公開申出書(様式第十一号)により行うものとする。

2 公文書の公開の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書(様式第十二号)により行うものとする。

(平一三規則九・旧第六条線下・一部改正)

(公表)

第八条 条例第十七条に規定する公文書の公開の実施状況の公表は、市が発行する広報紙により行うものとする。

(平一三規則九・旧第七条線下・一部改正)

(出資法人等)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- 一 川越市土地開発公社
- 二 公益財団法人川越市施設管理公社
- 三 公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター
- 四 川越総合卸売市場株式会社
- 五 川越都市開発株式会社
- 六 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
- 七 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 八 公益社団法人小江戸川越観光協会

(平一三規則九・追加、平一七規則二〇・平一八規則七・平二二規則四七・平二三規則四八・平二四規則七八・平二五規則六一・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平一三規則九・旧第八条線下)

附 則

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項に規定する施行日前に作成し、又は取得した公文書の公開の申出については、第六条の規定を準用する。
- 3 川越市会計規則（平成六年規則第十一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成九年九月二九日規則第三三号）抄

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三十一日規則第一一号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月八日規則第九号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日規則第二二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三十一日規則第二〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月一日規則第七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月一六日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月二二日規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一〇日規則第七八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年四月一〇日規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第四四号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

様式 略

川越市情報公開審査会規則（原文縦書き）

平成8年12月25日
規則第48号

（趣旨）

第一条 この規則は、川越市情報公開条例（平成八年条例第十五号）第十四条第四項の規定に基づき、川越市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一三規則二・一部改正）

（会長及び副会長）

第二条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平一三規則二・旧第三条線上）

（会議）

第三条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審査会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

（平一三規則二・旧第四条線上）

（秘密の保持）

第四条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（平一三規則二・旧第五条線上）

（庶務）

第五条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（平一三規則二・旧第六条線上）

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（平一三規則二・旧第七条線上）

附 則

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 川越市行政組織規則（平成六年規則第三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 川越市附属機関の委員の報酬に関する規則（平成六年規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一三年一月一九日規則第二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

個人情報保護制度の運用状況

1 開示・訂正等請求の受付、処理件数

本市では、市民の権利や利益の保護と公正で信頼される市政の推進のため、市が保有する個人情報の取扱いについてルールを定め、個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障する「個人情報保護制度」を平成14年4月1日から実施しています。平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開示請求は316件あり、訂正等請求はありませんでした（表1参照）。

（表1）開示・訂正等請求の受付、処理件数

平成29年度	開示・訂正等決定	部分開示・訂正等決定	不開示・訂正等不可決定	取下げ	合計
開示	35	22	257	2	316
訂正	0	0	0	0	0
消去	0	0	0	0	0
停止	0	0	0	0	0
合計	35	22	257	2	316

開示請求:実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報の開示を請求すること。

訂正請求:実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときに、その訂正を請求すること。

消去請求:実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報が取得の制限を越えて取得されていると認めるときに、その消去を請求すること。

停止請求:実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報が利用及び提供の制限を越えて利用及び提供されていると認めるときに、その利用及び提供の停止を請求すること。

2 実施機関別の受付、処理件数

平成29年度の開示・訂正等請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長が314件、教育委員会が1件、上下水道事業管理者が1件でした。

議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に対しては、開示・訂正等請求はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		開 示 ・ 訂正等決定	部分開示・ 訂正等決定	不開示・訂正 等不可決定	取 下 げ	合 計
議 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
市 長	開示	34	21	257	2	314
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	34	21	257	2	314
教育委員会	開示	1	0	0	0	1
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	1	0	0	0	1
選 挙 管 理 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	開示	0	1	0	0	1
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	1	0	0	1
総 合 計	開示	35	22	257	2	316
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	35	22	257	2	316

3 主な対象個人情報

平成29年度に開示請求の対象となった保有個人情報のうち、最も多かった文書名として、住民票等請求書等が280件ありました。

4 部分開示及び不開示の決定の理由別内訳

(1) 不開示情報

平成29年度の部分開示及び不開示の決定のうち、川越市個人情報保護条例第15条第1項各号（不開示情報）が適用された件数は合計22件でした。

上記22件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ30回でした。その内訳は次のとおりです（表4参照）。

（表4）川越市個人情報保護条例第15条第1項各号の適用状況

不開示情報	根拠条項	適用回数※
開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	第15条第1項第1号	0
開示請求者以外の個人に関する情報	第15条第1項第2号	22
法人等に関する情報	第15条第1項第3号	6
意思決定過程における情報	第15条第1項第4号	0
国等との協力関係等に関する情報	第15条第1項第5号	0
評価等に関する情報	第15条第1項第6号	0
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第15条第1項第7号	1
公共の安全と秩序に関する情報	第15条第1項第8号	1
法令秘情報	第15条第1項第9号	0
各大臣等（主務大臣等）から指示のあった情報	第15条第1項第10号	0

※1件の決定に複数の不開示情報が含まれることがあるため、部分開示及び不開示決定の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分開示及び不開示の決定のうち、文書不存在が理由とされた件数は257件ありました。

5 訂正等請求の処理状況

平成29年度に部分訂正等決定及び訂正等不可決定はありませんでした。

6 審査請求の処理状況

平成29年度は、開示・訂正等請求に係る決定についての審査請求はありませんでした。

川越市個人情報保護条例（原文縦書き）

〔平成16年12月21日〕
〔条例第19号〕

川越市個人情報保護条例（平成十三年条例第十七号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 実施機関等の責務（第三条—第五条）
- 第三章 実施機関における個人情報の取扱い（第六条—第十二条）
- 第四章 個人情報ファイル簿（第十三条）
- 第五章 開示及び訂正等
 - 第一節 開示（第十四条—第二十条）
 - 第二節 訂正等（第二十一条—第二十五条）
 - 第三節 審査請求（第二十六条）
- 第六章 審議会等（第二十七条・第二十八条）
- 第七章 雑則（第二十九条—第三十四条）
- 第八章 罰則（第三十五条—第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、市の機関が作成し、又は取得した個人情報であつて、市の機関が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川越市情報公開条例（平成八年条例第十五号）第二条第二号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物で

あって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- 6 この条例において「保有特定個人情報」とは、市の機関が作成し、又は取得した特定個人情報であって、市の機関が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。第二十二条の二において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- 8 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（平二七条例三〇・平二八条例三八・一部改正）

第二章 実施機関等の責務

（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。次条において同じ。）及び市民に対する意識の啓発及び支援に努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第五条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人に関する個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第三章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第七条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第三十七条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第八条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第九条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）が公の施設の管理の業務を行う場合

3 実施機関は、保有個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(平一七条例三〇・一部改正)

(従事者の義務)

第十条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項各号の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知

り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平一七条例三〇・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第十一条 実施機関は、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は他の条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第十二条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。

(平二七条例三〇・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第十一条の二 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報

を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平二七条例三〇・追加・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十二条 実施機関は、第十一条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(平二七条例三〇・一部改正)

第四章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十三条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録されている主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第七号において同じ。）として個人情報ファイルに記録されている個人の範囲（次項第八号において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録されている個人情報（次号及び次項において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

二 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

三 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

四 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所

その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

六 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

七 本人の数が実施機関が定める数に満たない個人情報ファイル

八 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

九 第二号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第五章 開示及び訂正等

第一節 開示

(開示の請求ができる者)

第十四条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下この節において「法定代理人等」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。この場合において、本人が未成年者で十五歳以上のものであるときは、本人の同意を得るものとする。

(平二七条例三〇・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第十五条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この条において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（前条第二項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号並びに第十九条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令又は条例の規定に基づき、開示請求者が知ることができるとされている情報
 - ロ 開示請求者が知ることができるとして作成し、又は取得した情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 当該法人等又は当該個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、開示することが必要と認められるもの
 - ロ 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれがある事項に関する情報であって、開示することが必要と認められるもの
- 四 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。次号及び第七号において同じ。）の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、開示することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- 五 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- 六 個人の評価、診断、判定、選考、相談、指導等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの
- 七 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそ

れがあると認められるもの

八 人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の捜査又は予防その他公共の安全と秩序の維持のため、開示しないことが必要であると認められる情報

九 法令又は条例の規定に基づき、明らかに開示することができないとされている情報

十 法律又はこれに基づく政令の規定により、各大臣等から開示しないように指示のあった情報

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報の部分を容易に区分して除くことができるときは、その部分を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。

3 実施機関は、不開示情報が含まれている保有個人情報であっても、期間の経過により当該保有個人情報に含まれている情報が不開示情報でなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

5 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第一項第九号及び第十号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（平一九条例二三・平二七条例三・平二七条例三〇・一部改正）

（開示請求の方法）

第十六条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第十四条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 第十四条第二項の規定により法定代理人等が開示請求をしようとする場合で、本人の同意が必要なときは、本人が同意していることを証明する書類を前項の書類に併せて提出しなければならない。

(平二七条例三〇・一部改正)

(開示請求に対する決定等)

第十七条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは開示する旨の決定を、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第十五条第四項の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は開示しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による開示しない旨の決定（第十五条第二項の規定による開示請求に係る保有個人情報の開示しないこととする部分に係る決定を含む。）をした場合であって、開示請求に係る保有個人情報が期間の経過により開示することができ、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を併せて通知しなければならない。

4 開示決定等は、開示請求があった日から起算して十五日以内にならなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び開示決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十八条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第四項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十九条 実施機関は、開示決定等を行う場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第二十六条第二項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書

を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十五条第一項第三号ロに規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十五条第五項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第二十六条第一項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施及び方法）

第二十条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求者は、保有個人情報の開示を受けようとするときは、実施機関に対し、自己が当該開示に係る開示請求者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 保有個人情報の開示の方法は、当該保有個人情報が記録されている公文書（開示決定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の閲覧、視聴又は写しの交付とし、開示請求者の求めるところによるものとする。ただし、開示請求者が公文書の視聴又は写しの交付を求めた場合において、視聴させ、又は写しを交付することが困難であると実施機関が認めるときは、他の開示の方法により開示することができる。

4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書を閲覧させ、又は視聴させることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより保有個人情報を開示することができる。

第二節 訂正等

（訂正及び利用停止の請求ができる者）

第二十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。次項において同じ。）の内容が事実でないとき、当該保有個人情報を保有する実

施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報

2 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第六条第二項の規定に違反して保有されているとき、第十一条第一項及び第二項若しくは第十一条の二第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（実施機関が保有している個人情報ファイルであって、番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルに相当するものをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十一条第一項及び第二項又は番号法第十九条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 第十四条第二項の規定は、第一項に規定する訂正又は前項第一号に規定する利用の停止若しくは消去若しくは同項第二号に規定する提供の停止（次条第二項及び第二十三条第一項において「利用停止」という。）の請求について準用する。

（平二七条例三〇・平二八条例三八・一部改正）

（保有個人情報の訂正等の義務）

第二十二條 実施機関は、前条第一項の規定による訂正の請求（以下この項及び第二十三条第二項において「訂正請求」という。）があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前条第二項の規定による利用停止の請求（以下この項において「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（平二七条例三〇・一部改正）

（保有個人情報の提供先への通知）

第二十二條の二 実施機関は、前条第一項の規定により保有個人情報の訂正の実施をし

た場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（平二七条例三〇・追加・一部改正、平二八条例三八・一部改正）

（訂正等の請求の方法）

第二十三条 第二十一条第一項に規定する訂正又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求（以下「訂正等請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 訂正等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正等請求の趣旨及び理由
 - 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 第十六条第二項及び第三項の規定は、訂正等請求について準用する。
 - 4 訂正等請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して九十日以内にならなければならない。

（訂正等請求に対する決定等）

第二十四条 実施機関は、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をするときは訂正等をする旨の決定を、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をしないときは訂正等をしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による訂正等をする旨の決定をしたときは、当該決定に係る保有個人情報の訂正等をした上で、訂正等請求をした者（次項及び第五項並びに次条において「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第一項の規定による訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による訂正等をする旨の決定又は訂正等をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等請求があつた日から起算して三十日以内にならなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に訂正決定等をする事ができないときは、訂正等請求があつた日から起算し

て六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び訂正決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第二十五条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第四項に規定する期間内に、訂正等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

第三節 審査請求

(平二八条例三・改称)

(審査請求があった場合の手続)

第二十六条 実施機関は、開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十八条第一項に規定する審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
 - 三 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正等請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正等請求の全部を容認して訂正等をする場合とする場合
- 2 第十九条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(平二八条例三・一部改正)

第六章 審議会等

(川越市個人情報保護審議会)

第二十七条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、川越市個人情報保護審議会（以下この条及び第二十九条第二項において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 実施機関の求めに応じ、個人情報保護制度の運営等について審議すること。
- 二 実施機関に対し、個人情報保護制度に関することについて、意見を述べること。
- 3 審議会は、委員十人以内で組織し、知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(川越市個人情報保護審査会)

第二十八条 実施機関の諮問に応じ、審査請求について審査するため、川越市個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織し、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平二八条例三・一部改正)

第七章 雑則

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

第二十九条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に行うため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならない。

(苦情の処理)

第三十条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第三十一条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外等)

第三十二条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号）の規定に基づく統計調

査に係る保有個人情報については、適用しない。

- 2 この条例は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報の開示又は訂正等の手続が定められている場合における当該保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）又は訂正等については、適用しない。
- 3 この条例は、図書館等の市の機関において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、図画等に記録されている個人情報については、適用しない。
- 4 第五章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 5 保有個人情報（川越市情報公開条例第六条第一項に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第五章（第三節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

（平二一条例一・平二七条例三〇・一部改正）

（手数料等）

第三十三条 保有個人情報の開示又は訂正等に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付をするときは、当該写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

（委任）

第三十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第八章 罰則

第三十五条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 実施機関の職員又は職員であった者
- 二 第九条第二項各号の業務に従事している者又は従事していた者

（平一七条例三〇・一部改正）

第三十六条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（平一七条例三〇・一部改正）

第三十七条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供す

る目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の川越市個人情報保護条例第十一条又は第十八条の規定によりなされた請求については、なお従前の例による。

(川越市情報公開条例の一部改正)

3 川越市情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成一七年六月二三日条例第三〇号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月三日条例第二三号)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月二五日条例第一号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一七日条例第三号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月三〇日条例第三〇号)

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一八日条例第三号)抄

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二二日条例第三八号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

川越市個人情報保護条例施行規則（原文縦書き）

〔平成17年3月25日〕
規則第9号

川越市個人情報保護条例施行規則（平成十四年規則第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、川越市個人情報保護条例（平成十六年条例第十九号。以下「条例」という。）第三十四条の規定に基づき、市長における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（安全確保の措置）

第二条 市長は、個人情報を取り扱う業務を委託するときは、次に掲げる事項のうち、個人情報の適切な管理のために必要と認めるものについて契約上定めるものとする。

- 一 個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者（第四号において「受託者」という。）以外の者への個人情報の提供の禁止に関する事項
- 二 委託を受けた業務以外への個人情報の使用の禁止に関する事項
- 三 当該委託に係る個人情報の複写又は複製の禁止に関する事項
- 四 受託者以外の者へ再度委託することの禁止又は制限に関する事項
- 五 市長が提供する個人情報に係る資料の返還に関する事項
- 六 当該委託に係る個人情報の取扱いについての市長の検査に関する事項
- 七 事故が発生した場合の報告に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関し必要な事項
- 九 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償に関する事項

（個人情報保護管理者）

第三条 条例第九条第三項の個人情報保護管理者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- 一 川越市行政組織規則（平成十九年規則第三号）第二十三条第一項の表の中欄に掲げる職のうち課長、室長及び所長
- 二 川越市市民センター条例（平成二十六年条例第二号）の規定により設置された市民センターの長
- 三 川越市行政組織規則第二十七条第一項に規定する施設機関の長
- 四 川越市行政組織規則第二十八条第一項に規定する事業機関の長
- 五 川越市保健所組織規則（平成十九年規則第二十五号）第二条に規定する課の長
（平一八規則四〇・平一九規則一六・平一九規則二五・平二一規則一九・平二四規則四一・平二五規則四八・平二六規則二九・平二八規則五〇・一部改正）

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第四条 市長は、条例第十二条の規定により、同条に規定する保有個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報（以下この条において「提供情報」という。）

の利用の目的及び利用の方法を明らかにさせるとともに、次に掲げる事項のうち、個人情報適切な管理のために必要と認める条件を付するものとする。

- 一 提供情報に係る秘密の保持に関する事項
- 二 提供情報の利用の目的以外の目的への利用の禁止に関する事項
- 三 条例第十二条に規定する保有個人情報の提供を受ける者以外の者への提供情報の提供の禁止に関する事項
- 四 提供情報の複写又は複製の禁止に関する事項
- 五 提供情報の返還又は廃棄に関する事項
- 六 提供情報の利用又は保管に係る市長の検査に関する事項
- 七 提供情報の利用又は保管に係る事故が発生した場合の報告に関する事項
- 八 その他提供情報の保護に関し必要な事項

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第五条 市長は、個人情報ファイル（条例第十三条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、速やかに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、市長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 市長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、速やかに当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 市長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十三条第二項第七号に該当するに至ったときは、遅滞なく当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 市長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なくこれを公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

(条例第十三条第一項第七号の実施機関が定める事項)

第六条 条例第十三条第一項第七号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九条第一号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(個人情報ファイル簿の様式)

第七条 個人情報ファイル簿の様式は、様式第一号のとおりとする。

(条例第十三条第二項第七号の実施機関が定める数)

第八条 条例第十三条第二項第七号の実施機関が定める数は、千人とする。

(条例第十三条第二項第九号の実施機関が定める個人情報ファイル)

第九条 条例第十三条第二項第九号の実施機関が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 条例第二条第四項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十三条第一項の規定による公表に係る条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

二 条例第十三条第二項第二号に規定する者の被扶養者又は遺族に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

三 条例第十三条第二項第二号に規定する者及び前号に規定する者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(条例第十六条第一項第三号の実施機関が定める事項)

第十条 条例第十六条第一項第三号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の方法

二 条例第十四条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに同項の規定により開示請求をしようとする者との関係

三 開示請求をしようとする者の連絡先

(開示請求をする際の書面の様式)

第十一条 条例第十六条第一項の書面の様式は、保有個人情報開示請求書(様式第二号)のとおりとする。

(開示請求における本人確認手続等)

第十二条 開示請求をしようとする者は、市長に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、それに貼り付けられた写真により当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するた

め市長が適当と認める書類

- 2 条例第十四条第二項の規定により法定代理人又は同項に規定する代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人又は同項に規定する代理人は、前項に規定する書類のほか、戸籍謄本その他その資格を証明する書類として市長が認めるものを市長に提示し、又は提出しなければならない。
- 3 条例第十四条第二項の規定による開示請求をした者は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(平二四規則六四・平二七規則七六・一部改正)

(開示決定等に係る通知書の様式)

第十三条 条例第十七条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

- 一 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合保有個人情報開示決定通知書(様式第三号)
- 二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合保有個人情報部分開示決定通知書(様式第四号)
- 三 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合保有個人情報不開示決定通知書(様式第五号)

(開示決定等の期間の延長の通知)

第十四条 条例第十七条第五項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第六号)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の適用の通知)

第十五条 条例第十八条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書(様式第七号)により行うものとする。

(第三者に対する通知に当たっての注意)

第十六条 市長は、条例第十九条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(第三者に対する意見照会書等)

第十七条 条例第十九条第一項及び第二項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る意見照会書(様式第八号)により行うものとする。

- 2 条例第十九条第一項及び第二項の意見書の様式は、保有個人情報開示決定等に係る意見書(様式第九号)のとおりとする。
- 3 条例第十九条第三項後段(条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による通知は、保有個人情報開示決定第三者宛通知書（様式第十号）により行うものとする。

（平二四規則六四・一部改正）

（保有個人情報の開示の実施）

第十八条 条例第二十条第一項の規定による保有個人情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第二十条第二項の実施機関が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 開示決定に係る保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書

二 第十二条第一項各号に掲げる書類のいずれか

三 条例第十四条第二項の規定による開示請求にあつては、第十二条第二項に規定する市長が認める書類

3 市長は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の開示を実施した場合に、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

（条例第二十三条第一項第四号の実施機関が定める事項）

第十九条 条例第二十三条第一項第四号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二十一条第三項において準用する条例第十四条第二項の規定による訂正等請求にあつては、訂正等請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに条例第二十一条第三項において準用する条例第十四条第二項の規定により訂正等請求をしようとする者との関係

二 訂正等請求をしようとする者の連絡先

（訂正等請求をする際の書面の様式）

第二十条 条例第二十三条第一項の書面の様式は、保有個人情報訂正等請求書（様式第十一号）のとおりとする。

（訂正等請求に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第二十一条 第十二条の規定は、訂正等請求について準用する。

（訂正決定等に係る通知書の様式）

第二十二条 条例第二十四条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

一 訂正等請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定をした場合 保有個人情報訂正等決定通知書（様式第十二号）

二 訂正等請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をする旨の決定をした場合 保有個人情報部分訂正等決定通知書（様式第十三号）

2 条例第二十四条第三項の規定による通知は、保有個人情報訂正等不可決定通知書（様

式第十四号) により行うものとする。

(訂正決定等の期間の延長の通知)

第二十三条 条例第二十四条第五項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第十五号)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の適用の通知)

第二十四条 条例第二十五条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書(様式第十六号)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第二十五条 条例第三十一条の規定による個人情報保護制度の実施状況の公表は、市が発行する広報紙により行うものとする。

(公文書の写しの作成及び送付に要する費用)

第二十六条 条例第三十三条第二項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第二十七条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に市長が保有する個人情報ファイルについての改正後の川越市個人情報保護条例施行規則第五条第一項の規定の適用については、同項中「速やかに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

附 則(平成一八年三月三十一日規則第四〇号)抄

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日規則第一六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日規則第二五号)抄

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年三月三十一日規則第一九号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年三月三〇日規則第四一号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年七月六日規則第六四号)

- 1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。
- 2 この規則による改正後の川越市個人情報保護条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十二条第一項第一号(この規定を改正後の規則第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、中長期在留者(出入国管理及び難民認

定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「新入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条第一項に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は新入管法第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）とみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。）が所持する登録証明書は改正法第三条の規定による改正後の特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）とみなす。

- 3 前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則（平成二五年三月二九日規則第四八号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三十一日規則第二九号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二八日規則第七六号）

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の川越市個人情報保護条例施行規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第十二条第一項第一号（この規定を改正後の規則第二十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、住民基本台帳カード（平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第四四号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第五〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式 略

川越市個人情報保護審議会規則（原文縦書き）

〔平成14年3月6日〕
規則第10号

（趣旨）

第一条 この規則は、川越市個人情報保護条例（平成十六年条例第十九号）第二十七条第六項の規定に基づき、川越市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一七規則一〇・一部改正）

（会長及び副会長）

第二条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第三条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第四条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（平一五規則二五・一部改正）

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日規則第二五号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月二五日規則第一〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

川越市個人情報保護審査会規則（原文縦書き）

〔平成14年3月6日〕
規則第11号

（趣旨）

第一条 この規則は、川越市個人情報保護条例（平成十六年条例第十九号）第二十八条第五項の規定に基づき、川越市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一七規則一〇・一部改正）

（会長及び副会長）

第二条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第三条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第四条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（平一五規則二五・一部改正）

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日規則第二五号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月二五日規則第一〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

